

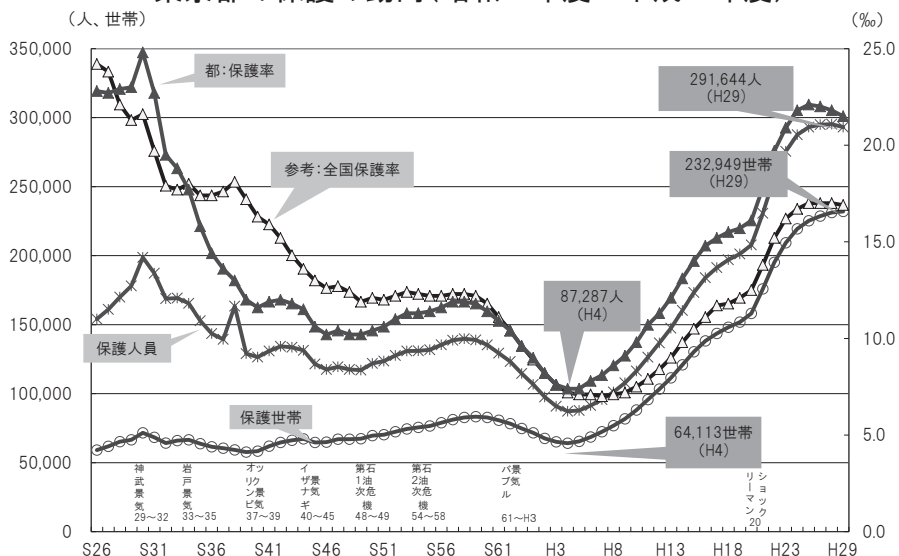
生活保護

6

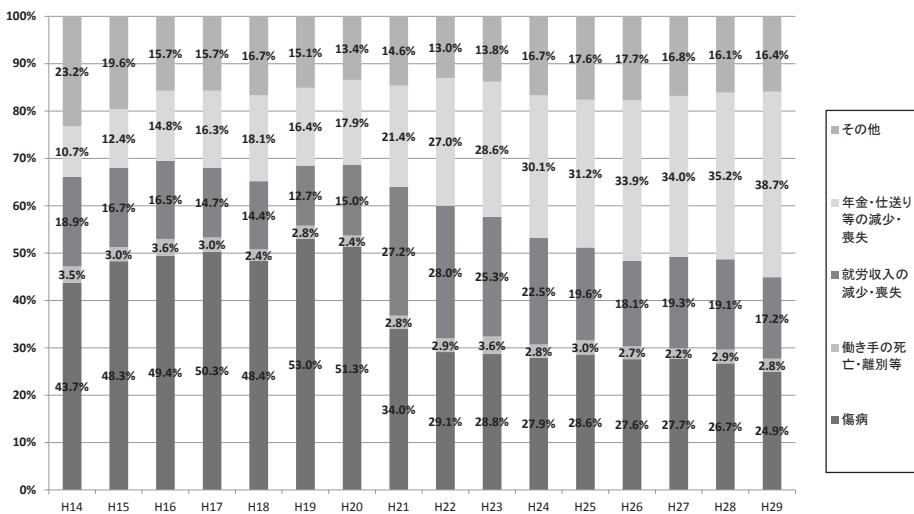
- *生活保護制度
- *生活保護の種類
- *施設
- *その他

都内の生活保護の状況

東京都の保護の動向(昭和26年度～平成29年度)



保護開始の理由(東京都)



資料:福祉保健局「福祉行政統計報告」

生活保護制度

FAX 5388-1405

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。

厚生労働大臣が定める保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。

保護は、生活扶助とその他の扶助(教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。保護費は原則として金銭で支給される。

保護を必要とする人のうち、住宅のない人のために宿所提供施設が、身体上又は精神上に障害がある人のために救護施設及び更生施設があり、医療を必要とする人のために医療保護施設及び指定医療機関がある。救護施設及び更生施設などに入所している人には、別に保護基準が定められている。

生活保護法に基づくこれらの保護のほか、被保護者(保護を受けている人)の自立を支援するため、就労支援費などを支給する都加算援護もある。

なお、各項目の基準額は、全て平成30年10月改定の1級地の1(東京の場合、区部と22市)基準額表によるものである。

根拠法令等 生活保護法

担当課 福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4064(直通)、32-431(内線)

保護の申請と決定

保護の申請 生活保護は、暮らしに困っている人が、居住地又は現在地を管轄する福祉事務所に申請することによって開始する。申請できる人は、要保護者(保護を必要とする状態にある人)、その扶養義務者又はその他の同居の親族。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

なお、居住用の不動産を保有している人で、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な場合は、当該貸付資金の利用が保護の実施に優先される。

最低生活費の認定 福祉事務所は保護の申請を受けると、家庭訪問などにより世帯構成その他の調査をし、申請者の世帯の最低生活費を計算し認定する。

男33歳、女29歳、子4歳の世帯構成で、1級地の1(東京都区部など)に居住する一般居宅世帯の場合、最低生活費の月額、一般生活費が16万1,900円(冬季加算の年平均及び児童養育加算を含む)、住宅費が1万3,000円(特別基準等は169円)以内の実費である。

各世帯の状況に応じて、一般生活費では妊娠婦などの加算があり、臨時的な経費として被服費、家具什器費、移送費、入学準備金その他が認定される。

また、教育費では教材費などの実費、住宅費では一定範囲内で実費が認定される。

このほか、医療費、介護費、出産費、生業・

技能修得（高校等就学費用の一部を含む。）就職支度の費用、葬祭の費用などが一定の基準で認定される。

収入の認定 保護を申請する場合は、全ての収入を申告するが、出産などの祝金や都又は区市町村の支給する心身障害者（児）に関する手当の一定額など、収入として認定しないものがある。

働いて得た収入については、その収入を得るために必要とした経費（社会保険料・所得税・通勤費・就労に伴う託児費など）及び次の種類の控除が認められる。

- ①基礎控除 収入金額に応じて一定額を控除（就労収入が10万円の場合、2万3,600円を控除。ただし、2人目以降は2万60円）
- ②新規就労控除 新規に就労したため、特別に経費を必要とする場合は6か月間、月額1万1,300円を収入から控除
- ③未成年者控除 未成年者（単身者や独立した世帯を営んでいる場合などを除く。）に対して、その収入から月額1万1,400円を控除

保護の決定 保護を申請した世帯の最低生活費と収入が認定されると、その過不足によって保護の要否が決まる。

保護を必要とする人には、通常申請の日から14日以内に生活保護開始決定通知書が送付

される。保護費は毎月初めに被保護者の銀行口座に振り込まれるか、福祉事務所又は町村の窓口で現金を支給する。

※金額については、平成30年10月1日に改定された1級地の1の金額を記載した。

不服申立て

保護の決定その他の処分について不服がある場合、被保護者などの請求に基づいて必要な審査を行い、その権利又は利益を救済する制度

審査内容 ①保護の適否、種類、程度及び方法の決定に関する処分 ②保護の変更、停止又は廃止の決定に関する処分 ③保護の申請却下に関する処分（保護の申請をして30日以内に通知を受けなかった場合も含む。）
請求先 正副2通の不服申立書を作り、総務局総務部法務課又は福祉事務所に提出する。

請求期間 処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内（やむを得ない理由により期間内に請求できなかった場合を除く。）

なお、審査請求に対する知事の裁決に不服のある人は、厚生労働大臣に再審査請求をすることができる（裁決があったことを知った日の翌日から1か月以内）。

☎5320-4065(直通)、32-441(内線) (介護扶助)
☎5320-4059(直通) 32-435(内線) FAX 5388-1405

生活扶助

被保護者の衣食、その他日常生活の需要を満たすための扶助で、一般生活費として基準生活費、加算、入院患者日用品費、一時扶助がある。

基準生活費 保護を受ける世帯を単位として、<表1>の個人別の額を合計した額に<表2>の世帯人数別の逓減率をかけた額に、<表3>の世帯人数別の額を加えたもの（新基準額）。ただし、新基準額が旧基準を大幅に下回る場合は、旧基準の0.9の額を新基準額とする。

また、これに11月～3月には世帯人数別の冬季加算、12月には世帯人数別の期末一時扶助が加算される。<表4>

<表1>第1類（個人別）

年齢	基準額①	基準額②	基準額③
0～2歳	2万1,510円	2万6,660円	4万4,010円
3～5	2万7,110円	2万9,970円	4万4,010円
6～11	3万5,060円	3万4,390円	4万5,010円
12～17	4万3,300円	3万9,170円	4万7,090円
18～19	4万3,300円	3万9,170円	4万6,760円
20～40	4万1,440円	3万8,430円	4万6,760円
41～59	3万9,290円	3万9,360円	4万6,760円
60～64	3万7,150円	3万8,990円	4万6,760円
65～69	3万7,150円	3万8,990円	4万4,700円
70～74	3万3,280円	3万3,830円	4万4,700円
75～	3万3,280円	3万3,830円	4万0,350円

<表2>世帯人数別の逓減率

世帯人数	逓減率①	逓減率②	逓減率③
1人	1.0	1.0	1.0
2人	1.0	0.8850	0.8548
3人	1.0	0.8350	0.7151
4人	0.95	0.7675	0.6010
5人	0.90	0.7140	0.5683
6人	0.90	0.7010	0.5383
7人	0.90	0.6865	0.5087
8人	0.90	0.6745	0.4844
9人以上	0.90	0.6645	0.4639

<表3>第2類（世帯単位）

世帯人数	基準額①	基準額②	基準額③
1人	4万4,690円	4万0,800円	2万8,490円
2人	4万9,460円	5万0,180円	4万1,830円
3人	5万4,840円	5万9,170円	4万6,410円
4人	5万6,760円	6万1,620円	4万8,400円
5人	5万7,210円	6万5,690円	4万8,430円
6人	5万7,670円	6万9,360円	5万5,440円
7人	5万8,120円	7万2,220円	5万8,370円
8人	5万8,570円	7万5,080円	6万1,040円
9人	5万9,020円	7万7,940円	6万3,490円
10人以上（1人増すごとに加える額）	450円	2,860円	2,450円

<表4>冬季加算と期末一時扶助（世帯単位）

世帯人数	冬季加算(11月～3月)	期末一時扶助(12月)
1人	2,580円	1万3,890円
2人	3,660円	2万2,650円
3人	4,160円	2万3,340円
4人	4,490円	2万6,260円
5人	4,620円	2万7,370円
6人	4,910円	3万1,120円
7人	5,120円	3万3,060円
8人	5,280円	3万5,010円
9人	5,450円	3万6,670円
10人以上（1人増すごとに加える額）	170円	1,670円

※冬季加算の特別基準は1.3倍額

加算 生活保護基準には、保護を受ける世帯の状況に応じて各種の加算を付けることが認められている。①妊産婦加算 妊婦につ

生活保護の種類

保護は、被保護者の日常生活の需要を満たすための生活扶助を始め、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8つの扶助に分かれている。

以下、金額については、原則として平成30年4月1日に改定された額で、金額が級地によ

って異なるものについては、1級地の1の金額を記載

担当課 福祉保健局生活福祉部保護課 (医療扶助・介護扶助以外)

☎5320-4064(直通)、32-431(内線) (医療扶助)

いては妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から、産婦については出産日の属する月から最高6か月間。妊娠6か月未満8,960円、6か月以上1万3,530円。産婦8,320円 ②障害者加算 身体障害者手帳1級・2級、国民年金法1級の人の場合、居宅2万6,310円、入院入所2万1,890円。身体障害者手帳3級、国民年金法2級の人の場合、居宅1万7,530円、入院入所1万4,590円。重度障害者加算 1万4,650円。特別介護料、世帯員1万2,290円。介護人7万190円以内※愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人も、障害の程度により加算があります。詳しくは生活保護を受けている福祉事務所へ御相談ください。③介護施設入所者加算 介護施設入所者基本生活費が算定されている人で、障害者加算又は母子加算が算定されていない人に、月額9,690円を加算する。④在宅患者加算 在宅患者であって、現に療養に専念している人が栄養の補給を必要とする場合、1万3,020円 ⑤放射線障害者加算 原爆被爆者など、放射線による障害のある人が一定要件を満たす場合、治療中4万3,120円、治ゆ2万1,560円 ⑥児童養育加算 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで1万3,300円又は1万円 ⑦介護保険料加算 介護保険の第1号被保険者であって、普通徴収の対象になっている人に対して加算する。ただし、保険料額及び納付時期に応じて加算する。⑧母子加算 父母の一方又は両方が欠けている世帯であって児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者(児))を養育する場合、居宅2万1,400円、入院入所1万8,990円。児童2人の場合、居宅2,800円、入院入所1,530円を加算。3人以上1人増すごと

に、居宅1,600円、入院入所750円を加算 ⑨重複の調整 同じ人が障害者加算又は母子加算のいずれにも該当する場合は、そのうち高い方の額を加算する。

※⑥・⑧は、別途経過的加算を計上する場合がある。

入院患者日用品費 病院又は診療所に1か月以上入院する人などに、月額2万2,680円以内(冬季加算980円)の日用品費を支給

介護施設入所者基本生活費 介護施設に入所する人に、月額9,690円以内(冬季加算980円)を支給

一時扶助 特に必要と認められた場合、次の額を一時扶助

①配電・水道・井戸・下水道設備費 各1件につき12万2,000円以内 ②家具什器費 1件2万9,100円以内 ③被服費 布団類(再生1組1万3,200円以内、新規1組1万9,200円以内)、平常着(1人1万3,800円以内)、新生児衣料(5万1,000円以内)、入院時寝巻(4,300円以内)、紙おむつ等(月額2万500円以内) ④入学準備金 小学校6万3,100円以内、中学校7万9,500円以内

教育扶助

児童が義務教育を受けるときの扶助

基準額 月額 ①小学校 2,600円 ②中学校 5,000円

特別基準 学級費等の加算月額 ①小学校 830円以内 ②中学校 750円以内

その他 ①教材代 正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な額 ②給食費 保護者が負担すべき学校給食費の額 ③通学用交通費 通学に必要な最少限度の額 ④災害時などの学用品費の再支給 小学校

1万1,400円、中学校2万2,300円 ⑤学習支援費 年間上限額小学校1万5,700円以内、中学校5万8,700円以内

住宅扶助

家賃・間代・地代・補修費その他住宅の維持費を支払う必要があるときの扶助

基準額

①家賃、間代、地代など 一般基準 月額1万3,000円以内 特別基準等3万8,000円以内～9万7,000円以内(世帯人数等による) ②補修費など住宅維持費 年額12万2,000円以内 特別基準18万3,000円以内 ③敷金など27万9,200円以内～38万8,000円以内(世帯人数による) ④契約更新料など10万4,700円以内～14万5,500円以内(世帯人数による)

医療扶助

けがや病気で医療を必要とするときの扶助 医療券等による現物給付が原則

受診の費用 指定医療機関などで診療を受ける場合、国民健康保険の診療方針及び診療報酬に基づく必要最少限度の額

治療材料の費用 国民健康保険の療養費の例等の範囲内で必要最少限度の額

施術の費用 都知事と施術者のそれぞれの組合との協定で定められた額以内の額

移送費 移送に必要な最少限度の額

介護扶助

介護保険サービスを受けるときの扶助 介護券による現物給付が原則

居宅介護費 指定介護機関による居宅で利用するサービスの自己負担分の費用

施設介護費 指定介護機関に指定された介護

保険施設に入所する場合の自己負担分の費用 **福祉用具費・住宅改修費** 介護保険の福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担分の費用 **介護予防・日常生活支援費** 訪問、通所、配食、安否確認サービス等の自己負担分の費用

出産扶助

出産をするときの扶助

基準額 ①施設分べん29万5,000円以内、居宅分べん25万9,000円以内 ②病院・助産所などの分べんは8日以内の入院料実費を加算 ③衛生材料を必要とする場合、5,800円以内の額を加算

特別基準 ①やむを得ない事情がある場合には、30万500円以内 ②産科医療補償制度による保険料(掛金)3万円以内

生業扶助

生業に必要な資金・器具や資料を購入する費用、技能を修得するための費用、就労のための費用を必要とするときの扶助

生業費 4万6,000円以内(特別基準7万7,000円以内)

技能修得費 8万円以内(特別基準13万3,000円以内)

高等学校等就学費 基本額 月額5,200円 学級費等月額1,750円以内 入学準備金8万6,300円以内 学習支援費年間上限額8万3,000円以内 このほか教材代、授業料(授業料無償化等の対象となる学校に通学する場合を除く。)入学科及び入学考査料の一部、通学のための交通費について、それぞれ認定された扶助額 **就職支度費** 3万1,000円以内

◆ 葬祭扶助

葬祭を行うときの扶助

基準額 ①大人20万6,000円以内 ②小人16万4,800円以内

加算 火葬に要する費用が大人600円、小人500円を超える場合には、その超える額。自動車料金その他死者の運搬に要する費用が1万5,290円を超える場合には、7,340円を限度としてその超える額

特別基準 ①小人の葬祭費用が地域の実態からみて大人と同様であると認められる場合、大人の基準額を適用 ②葬祭をする扶養義務者のいない死者に対する葬祭の場合、1,000円を加算 ③死亡診断又は死体検案の費用が5,250円を超える場合には、その超える額を加算 ④火葬又は埋葬を行うまでの間死体を保存するために特別な費用を必要とする場合、その実費を加算

FAX 5388-1405

◆ 指定医療機関

医療を必要とする被保護者の診療、調剤及び看護を担当する医療機関で、健康保険法の指定を受けた医療機関等の中から、厚生労働大臣又は知事が指定したもの

利用方法 福祉事務所で医療券等の交付を受け、指定医療機関に提出

担当課 福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4065(直通)、32-441~445(内線)

◆ 指定介護機関

介護を必要とする被保護者の居宅介護等又は施設介護を担当する事業者(施設)で、介護保険法の指定を受けたものの中から、厚生労働大臣又は知事が指定したもの

担当課 福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4059(直通)、32-435(内線)

FAX 5388-1405

施設

保護施設としては、身体上又は精神上に障害のある人のために救護施設及び更生施設があり、住宅のない人のために宿所提供施設がある。

また、医療を必要とする人のために指定医療機関があり、介護を必要とする人のために指定介護機関がある。

また、生計困難者のために、無料又は低額な料金で利用できる宿泊所(230・347)がある。

◆ 救護施設

身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護している。

処遇内容 ①生活指導 ②作業訓練 ③健康診断の実施 ④教養娯楽施設の利用など

入所申請 福祉事務所

所在地 345-参照 10か所、定員911人

担当課 福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4086(直通)、32-436(内線)

FAX 5388-1405

◆ 更生施設

身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護している。

処遇内容 ①生活指導 ②作業訓練 ③健康診断の実施 ④教養娯楽施設の利用など

入所申請 福祉事務所

所在地 345-参照 11か所、定員850人

担当課 福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4086(直通)、32-436(内線)

FAX 5388-1405

◆ 宿所提供施設

住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用とがある。

入所申請 福祉事務所

所在地 345-参照 9か所、定員562人

担当課 福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4086(直通)、32-436(内線)

その他

都加算援護とは、生活保護を受けている世帯(入院患者を含む。)及び施設入所者に対して、その生活内容の一層の充実と向上を図るため、都や区市町村などにより実施されている生活保護法に基づくもの以外の援護措置である。

また、生活保護を受けている世帯の住民税は非課税となるほか、各種の税や料金の減免の制度がある。

◆ 都加算援護

被保護世帯に対する援護 主なものは、①求職活動を行う際に必要となる衣服等の購入費や、高齢者の社会参加や、健康増進等に要する経費など、自立支援のための経費を支給 ②被保護学童生徒に対する健全育成及び自立援助のための費用を支給

担当課 福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4036(直通)、32-437(内線)

FAX 5388-1405

◆ 税の減免など

生活保護を受けている人の住民税は非課税(生活扶助以外の扶助の場合は減免)となる。個人事業税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税などは、申請に基づいて減免される。※住民税、軽自動車税の減免の対象範囲は、区市町村によって異なる場合がある。

このほか、国民年金保険料の免除(187)、都営住宅入居保証金の免除などの制度がある。

手続 ①住民税、軽自動車税、国民年金保険料は区市町村へ。②固定資産税、都市計画税は、23区内は都税事務所、その他の地区は市役所・町村役場(300)へ。③都営住宅入居保証金の免除などは東京都住宅供給公社都営募集課へ。問合せ☎3498-8894(代表) ④個人事業税は都税事務所・都税支所又は支庁へ。

また、関連するものとして、JR通勤定期券の割引(259)、都営交通の無料乗車券(261)、水道・下水道料金の減免(266)、放送受信料の減免(266)がある。